

流行性疾患について

感染が広がる可能性や、園生活での配慮が必要である疾患にかかった時は、速やかに園に連絡をいただくとともに、治癒時(症状が改善されて登園するとき)に書類を提出していただく必要があります。

感染を拡げないためにも、お子さんが健康に園で過ごすためにも必要なことですので、ご協力ください。よろしくお願いいたします。

通院して以下の診断をされた場合、速やかに園に連絡をお願いします。

1. 治癒証明書

百日咳	特有の咳が消失するまで。 また5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹(はしか)	解熱した後3日間を経過するまで
流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺または舌下腺の主張が出現した日後5日間を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
風疹	発疹が消失するまで
水痘(水ぼうそう)	全ての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
結核	医師が感染のおそれがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	医師が感染のおそれがないと認めるまで
流行性角結膜園炎	医師が感染のおそれがないと認めるまで
急性出血性結膜炎	医師が感染のおそれがないと認めるまで
腸管出血性大腸菌感染症	医師が感染のおそれがないと認めるまで

※治癒後登園する際は、**病院を受診し医師による「治癒証明」**の提出が必要です。

2. インフルエンザ罹患後の療養報告書

インフルエンザと診断された場合、**発症した日を0日とし5日を経過かつ解熱後3日を経過**するまで出席停止となります。

※出席停止期間後登園する際は、「インフルエンザ罹患後の療養報告書」を保護者が記入して提出してください。

3. 新型コロナウイルス感染症罹患後の療養報告書

新型コロナウイルス感染症と診断された場合、**発症した日を0日とし5日を経過かつ解熱後1日を経過**するまで出席停止をなります。

※出席停止期間後登園する際は、「新型コロナウイルス感染症罹患後の療養報告書」を保護者が記入して提出してください。

4. 登園届の提出が必要な疾病

溶連菌感染症	医師の処方による薬を飲み始めて 24～48 時間経過していること
マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれていること
伝染性紅斑(リンゴ病)	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎 (ノロ・ロタ・アデノ等)	嘔吐・下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RS ウイルス感染症	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹	全ての発疹が痂皮化(かさぶたになる)してから
突発性発疹	解熱し機嫌がよく、全身状態が良いこと

※医師から登園許可が出て登園する際は、「**登園届**」を保護者が記入し提出してください。

※とびひ は登園届の必要がありませんが、病院へ受診し治療をはじめ、患部が乾燥しているか被膜できていること(またはガーゼ等で保護されていること)を登園の条件となります。

必ず守っていただきたいこと

感染拡大を防ぐため、また予防接種・妊娠中・持病がある方などの方への配慮から、感染症が発生したらすぐに玄関入り口に掲示してお知らせしています。そのため、**医師から発症の診断が出たら速やかに園に連絡**してください。(お電話で結構です。)

登園・保育活動(プール、戸外遊びなど)への参加について配慮が必要かどうかは、園ではなくて医師に確認していただき、指示に従って頂くとともに、園にも内容をお知らせください。**朝は必ず検温**をして**連絡ノート(ひよこ・りす)** **あさのたより(うさぎ)** **体温チェック表(ぱんだ・きりん・ぞう)** に記入して、さらに朝食の様子や排便の有無・お子さんの表情や行動などの様子を保護者の目で見てください、普段と違う様子があったら園に知らせていただくか、登園せずに家庭で経過観察・通院などをするよう考えてください。

※園での与薬が必要な場合は、医師による**与薬指示書**と保護者による**与薬申請書**とともに**必ず一回分ずつのお薬**を持たせて下さい。

どの疾病についても、**治癒後もう1日家庭で食事や生活、睡眠などを整えてから登園**

させていただけるとその後の経過が良好で、いつまでも不調を引きずることがなくなります。お子さんのためにご協力をお願いします。

